

医療機関等向け総合ポータルサイトについて

- オンライン資格確認に関する情報や、導入の手引きを公開しています。
 - オンライン資格確認（資格確認限定型）の「利用申請」「補助金申請」等を行うことができます。
 - ※ 各種申請方法の詳細はポータルサイトでご案内を行っています。
- ポータルサイトから各種申請を行うには、事前にユーザー登録が必要です。
まずは医療機関等向け総合ポータルサイトにユーザー登録をよろしくお願いします。

医療機関等向け総合ポータルサイト

ユーザー登録は
こちらから！

このサイトは、オンライン資格確認システムや
電子処方箋管理サービス、電子カルテ情報共有サービスに係る
お知らせや、各種手続（利用申請・補助金申請等）を
行うための総合ポータルサイトです。



新規ユーザー登録はこちら
初めてご利用になれる方はこちらから



ログインはこちら
すでにアカウントをお持ちの方はこちらから

ポータルサイトに今すぐアクセス！

右の二次元バーコードを読み取るか下記キーワードを検索して、
アクセスしてください。

医療機関等向け総合ポータルサイト

検索



お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター

オンライン資格確認(資格確認限定型)の概要・各種届け出書類、導入・準備に係る対応、費用補助(金額や手続き等)のご不明点は、コールセンターにお問い合わせください。

☎ 0800-080-4583 (通話無料)

月～金 8:00～18:00

土 8:00～16:00 (いずれも祝日を除く)

✉ お問い合わせフォーム

医療機関等向け総合ポータルサイト下部の「メールでのお問い合わせ先」にご用意しているフォームに返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。

※ 回答までに日数を要する場合があります。

お問い合わせフォームはこちら



オンライン資格確認導入の原則義務化に係る
経過措置対象の保険医療機関・薬局の皆様

令和6年11月

モバイル端末等による オンライン資格確認（資格確認限定型） について

オンライン資格確認経過措置対象の
保険医療機関・薬局において
モバイル端末等で簡単に資格確認できる
「オンライン資格確認（資格確認限定型）」
を任意で導入いただけるようになりました。
(財政支援実施中)

詳しくは中面をご覧ください。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



Change, Challenge, Chance

社会保険診療報酬支払基金
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

令和6年（2024年）12月2日の健康保険証の新規発行終了を見据え、「オンライン資格確認（資格確認限定型）」の導入を是非ご検討ください

健康保険証の新規発行終了について

- 令和6年12月2日より健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます。
- ※ 12月1日までに発行された健康保険証は原則として最大1年間有効です。有効期限が令和7年12月1日より前に切れる場合はその有効期限までご利用いただけます。

経過措置対象の保険医療機関・薬局におけるオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入について

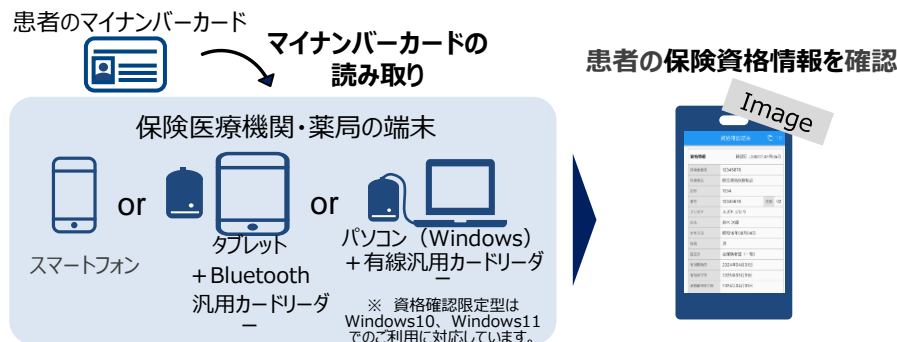
- 保険医療機関・薬局については、令和5年4月より、オンライン資格確認の導入が原則義務化されておりますが、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局については、法令上、以下の期限付きで経過措置を設けられています。
- 令和6年12月2日以降、経過措置対象の保険医療機関・薬局において、**マイナバーカードを持参した患者の資格確認ができない事態を防ぐため**、経過措置が適用されている間の時限的な措置として、簡素な資格確認の仕組みである「**オンライン資格確認（資格確認限定型）**」の導入を任意で可能といたしました。
- 対象は、12月2日以降もオンライン資格確認を導入できない可能性のある、経過措置(2)・(4)・(6)が適用されている保険医療機関・薬局です。

【オンライン資格確認導入の原則義務化に係る経過措置（参考）】

やむを得ない事情	期限
(1) 令和5年2月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局（システム整備中）	システム整備が完了する日まで（遅くとも令和5年9月末まで）
(2) オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局（ネットワーク環境事情）	オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワークが整備されてから6ヶ月後まで
(3) 訪問診療のみを提供する保険医療機関	令和6年12月1日まで
(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで
(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局	廃止・休止の間まで（遅くとも令和6年12月1日まで）
(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局	特に困難な事情が解消されるまで

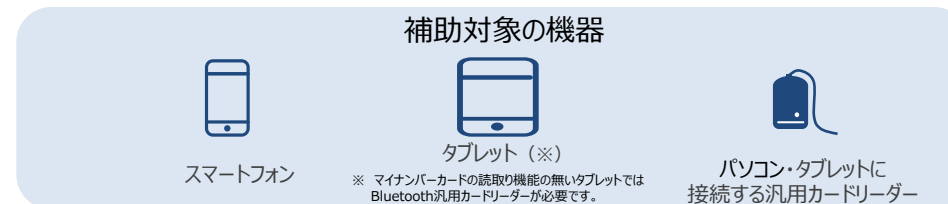
オンライン資格確認（資格確認限定型）について

- 保険医療機関・薬局で準備した端末（パソコン・タブレットに接続した市販の汎用カードリーダー、スマートフォン）を用いて患者のマイナンバーカードを読み取り、**患者の保険資格情報をその場で確認できます。**
- 顔認証付きカードリーダーを用いたオンライン資格確認（既存の外来型）と比べ、**簡素な仕組みとなっており、診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧ができません。**
- ※ 12月2日以降、従来の健康保険証を持たない患者が来院した場合には、オンライン資格確認（資格確認限定型）以外に、「マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」の組み合わせ」や「資格確認書」を用いて保険資格の確認を行う方法も可能となります。**なお、12月2日以降、マイナ保険証のみ持参の患者が来院する可能性があります。**



オンライン資格確認の導入に対する財政支援について

オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入（パソコン・タブレットに接続する市販の汎用カードリーダー、モバイル端末の購入）に対して費用補助を行います。



補助額は最大3.1万円です。（事業費に対し3/4の補助）
補助金の申請期限は、令和7年2月1日となっております。
補助の内容に関する詳しい情報は、医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。